

第 2 4 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 1 2 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 5 建設部関係（第 2 条関係）				別表第 5 建設部関係（第 2 条関係）			
事務	手数料			事務	手数料		
	名称	金額	金額		名称	金額	金額
(略)				(略)			
21	租税特別措置法 （昭和32年法律 第26号）第28条 の4第3項第5 号イ若しくは第 63条第3項第5 号イ_____	優良宅 地造成 認定申 請手数 料	(略)	21	租税特別措置法 （昭和32年法律 第26号）第28条 の4第3項第5 号イ若しくは第 63条第3項第5 号イ若しくは第 68条の69第3項 第5号イ又は第 31条の2第2項 第14号ハ若しく は第62条の3第 4項第14号ハに 規定する宅地の 造成が優良な宅 地の供給に寄与 するものである ことについての 認定の申請に対 する審査	優良宅 地造成 認定申 請手数 料	(略)
	_____又は第 31条の2第2項 第14号ハ若しく は第62条の3第 4項第14号ハに 規定する宅地の 造成が優良な宅 地の供給に寄与 するものである ことについての 認定の申請に対 する審査						
22	租税特別措置法 第28条の4第3	優良住 宅新築	(略)	22	租税特別措置法 第28条の4第3	優良住 宅新築	(略)

	<p>項第6号若しくは第63条第3項第6号_____</p> <p>_____又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	認定申請手数料					
23	<p>租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ_____</p> <p>_____に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	優良宅地造成認定申請手数料	(略)	23	<p>項第6号若しくは第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p> <p>租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	優良宅地造成認定申請手数料	(略)
24	<p>租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ_____</p> <p>_____又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する</p>	優良住宅新築認定申請手数料	(略)	24	<p>租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する</p>	優良住宅新築認定申請手数料	(略)

住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。